

## メタクリル系樹脂（MMA系樹脂）取り扱い上の注意

排水性トップコート工法研究会  
会長 加形 護

標記について、申請、施工準備等を遺漏の無いよう関係者に周知・対応願います。

### ① 危険物の取り扱いと指定数量

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所で貯蔵してはならず、取扱所以外の場所で取り扱ってはならないことになっています。（消防法10条①）ただし、10日以内であれば指定数量以上でも所轄消防長、消防署長の承認を受けると、仮に貯蔵し取り扱うことができます。

本工法で使用するメタクリル系樹脂（MMA系樹脂）は危険物第4類に該当し、汎用グレード（RG）は第一石油類で指定数量が200リットル、低臭気グレード（LS）は第二石油類で指定数量は1000リットルです。本工法の1日当たりの標準的な施工面積は200㎡～700㎡で、1㎡当たりの樹脂の使用量が1.05kg/㎡あることから、低臭気グレード（LS）を使用する場合は、危険物の持ち込み量を指定数量（1000リットル）未満にすることが可能です。その場合、仮貯蔵・仮取り扱いの申請は不要となります。

### ② 仮貯蔵、仮取り扱い

申請書記入用紙は消防署のホームページよりダウンロードできます。2週間程度の申請期間が必要です。（費用5400円）

添付書類として、撒布機械の諸元表、作業手順と安全対策（施工手順書<http://haisuitop.com>）、作業エリア図面等が必要になります。

### ③ 危険物取扱者

指定数量以上の危険物は、危険物取扱者（甲・乙4）が立ち会わなければ、取り扱うことができません。（消防法13条③）元請けで対応できない場合は、材料供給者に確認し対応願います。

### ④ 危険物の運搬

危険物運搬車両(トラック)には、**危**（30cm\*30cm）の標識を前後に取り付けること。指定数量以上のときは、消火器を備えること。（適応マーク黄色○）

標識は消火器や安全施設の取り扱い業者で、磁石式のものを販売しています。

### ⑤ 小量危険物の取り扱い

指定数量未満の危険物の取扱いは、各市町村の火災予防条例でその基準が定められています。

以上